

令和6年4月11日

令和6年度報酬改定に伴う加算等体制届出の取扱いについて（その2）

令和6年4月3日付で発出した「令和6年度報酬改定に伴う加算等体制届出の取扱いについて」については、別添のとおり一部内容を追記しております（破線部）。関係各位におかれましてはご確認をお願いいたします。

令和 6 年 4 月 3 日
(令和 6 年 4 月 11 日一部修正)

令和 6 年度報酬改定に伴う加算等体制届出の取扱いについて

令和 6 年 4 月 1 日施行の障害福祉サービス等報酬改定に伴う加算等の算定については、令和 6 年 4 月 1 日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされている旨、県に届出を行い、県で届出を受理した場合に、**特例的に令和 6 年 4 月 1 日に遡って加算を算定できるもの**とします。

報酬改定に係る届出については、下記のとおり手続きを行うようお願いします。

1. 提出期限・方法

提出期限：令和 6 年 4 月 19 日（金）

提出方法：郵送または持参

850-8570 長崎市尾上町 3-1 長崎県障害福祉課

（者）自立就労支援班宛て （児）管理班宛て （一般相談支援）社会参加支援班宛て

※処遇改善加算の届出については、令和 6 年 4 月 15 日（月）までとしております。

2. 届出の要否

(1) 届出が必要となる場合

下記の①～④の場合は期限までに届出を提出してください。

加算算定の要件が見直され、要件を満たさなくなった場合等は、加算の区分変更・終了に該当しますので、届出が必要です。

- ① 新たに加算を算定する場合
- ② 加算を算定しなくなる場合
- ③ 基本報酬・加算の区分を変更する場合
- ④ 特別な場合（変更がない場合も提出）

（ア）就労継続支援 A 型事業所

・基本報酬に係る届出（スコア表の内容に変更があったため）

（イ）就労継続支援 B 型事業所で目標工賃達成指導員配置加算を取得している又は

新たに取得する場合（要件の見直しがあったため、取得済の事業所も提出すること。）

・目標工賃達成指導員配置加算の届出

・基本報酬に係る届出（※人員配置が変更となるので必須）

(ウ) 児童発達支援センター又は放課後等デイサービスにおいて以下の加算を取得している場合（要件の見直しがあったため、取得済の事業所も該当する届出を提出すること）

- ・児童指導員等加配加算
- ・専門的支援体制加算又は専門的支援実施加算
- ・強度行動障害児支援加算
- ・延長支援加算

(エ) 保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援において以下の加算を取得している場合（要件の見直しがあったため、取得済の事業所も該当する届出を提出すること）

- ・訪問支援員特別加算
- ・強度行動障害児支援加算

(2) 届出が不要である場合

算定要件が変わらない場合は、届出は不要です。

例) 単位数等の変更、報酬改定に伴い加算の名称が変わっただけの場合など

(3) 注意

届出がなされない場合は、加算等は算定できません。改定後の要件を満たしていないにもかかわらず、誤った請求をした場合は、返還の対象となります。

3. 必要書類

必要書類一覧表を参照してください。

4. 対象の基本報酬・加算（報酬改定に係るもの）

対象加算等一覧表を参照してください。

5. 質問の受付

・質問がある場合は、「質問票」様式を用いて、障害福祉課自立就労支援班宛てメールにて質問してください（電話による質問はご遠慮ください）。

・メールの件名は、「質問票」としてください。

・回答については、時間を要する可能性があることをご了承ください。

メールアドレス：shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp

6. その他（前年度の実績を用いる基本報酬・加算の届出について）

前年度の実績を確認した結果、区分等が変更になる場合は、届出が必要です。前年度実績を用いる基本報酬・加算の届出に関しては、下記の要件を満たす場合に限り、報酬改定が伴わない場合も、4月1日に遡って取り扱いますので、令和6年4月15日（月）までに届出を提出してください。

要件：当該加算等を4月から新たに算定することについて、利用者や特定相談支援事業者等に十分に説明を行い、周知が図れている。

※区分等に変更がない場合の届出は不要ですが、必ず前年度の実績を踏まえた要件を確認し根拠資料を整理してください。

長崎県 福祉保健部 障害福祉課
〒850-8570 長崎市尾上町 3-1
電話： 095-895-2455
FAX： 095-823-5082
メール： shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp